

※内容が変更となることがありますので、最新の情報を確認の上、手続き等を行ってください。

空き家の改修を検討されている方へ

「空き家情報バンク」に登録された物件を売買又は賃貸借契約後に改修する場合や自己又は3親等内の親族の所有する空き家に定住する場合に、条件を満たすと「安芸高田市空き家改修補助金」を交付することができます。

空き家改修補助金

目的

空き家の適正な管理及び活用の促進を図ることを目的に予算の範囲内で補助金を交付します。

対象者

次のいずれかに該当する者

- 定住を目的に空き家情報バンクに登録されている空き家を購入又は賃貸借契約した空き家利用希望者であって、業者の施工により改修を行う者（申請日において、空き家に居住を開始した日から2年を経過していない場合に限る。）
- 空き家情報バンクに空き家を登録し、定住を目的とする空き家利用希望者と賃貸借契約をした空き家所有者であって、業者の施工により改修を行う者（空き家利用希望者が、申請日において、空き家に居住を開始した日から2年を経過していない場合に限る。）
- 自己又は3親等内の親族の所有する空き家に定住する予定の者であって、業者の施工により改修を行う者（申請日において、空き家に居住を開始した日から2年を経過していない場合に限る。）

※予算の範囲内で補助金を交付しますので、予算がない場合には交付ができませんのでご理解ください。

条件

次のすべての条件を満たすこと

- 住宅の機能回復又は向上のために行う改築、増築（10m²以内のものに限る）、修繕、模様替え、設備改善工事であること
エアコン、照明器具の設置等は含まれません。
- 補助金交付決定後に工事に着手し、当該年度の3月末までに完了すること

※「空き家改修補助金」の続き

「若者世帯」とは、空き家に定住する者又は空き家に同居予定の配偶者（パートナー含む。）が申請日の属する年度の4月1日において、年齢が40歳未満であるか、同居予定の18歳未満の子を有する世帯

補助率	限度額	
改修費用の2分の1	若者世帯	80万円
	一般世帯	50万円

必要書類

改修の着工前に次の書類を添えて交付申請が必要です。

- 1 空き家改修補助金交付申請書（様式第1号）
- 2 改修に要する費用の見積書の写し
- 3 空き家に定住する者及び空き家に同居予定の者の住民票の写し
- 4 空き家の改修前の写真
- 5 （対象者1の場合）売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- 6 （対象者1の場合であって、賃貸借契約の場合）空き家所有者の改修工事承諾書
- 7 （対象者2の場合）賃貸借契約書の写し
- 8 （対象者3の場合）建物登記事項証明書又は固定資産税課税明細書の写し

※交付決定後、実績報告・請求書の提出が必要です。

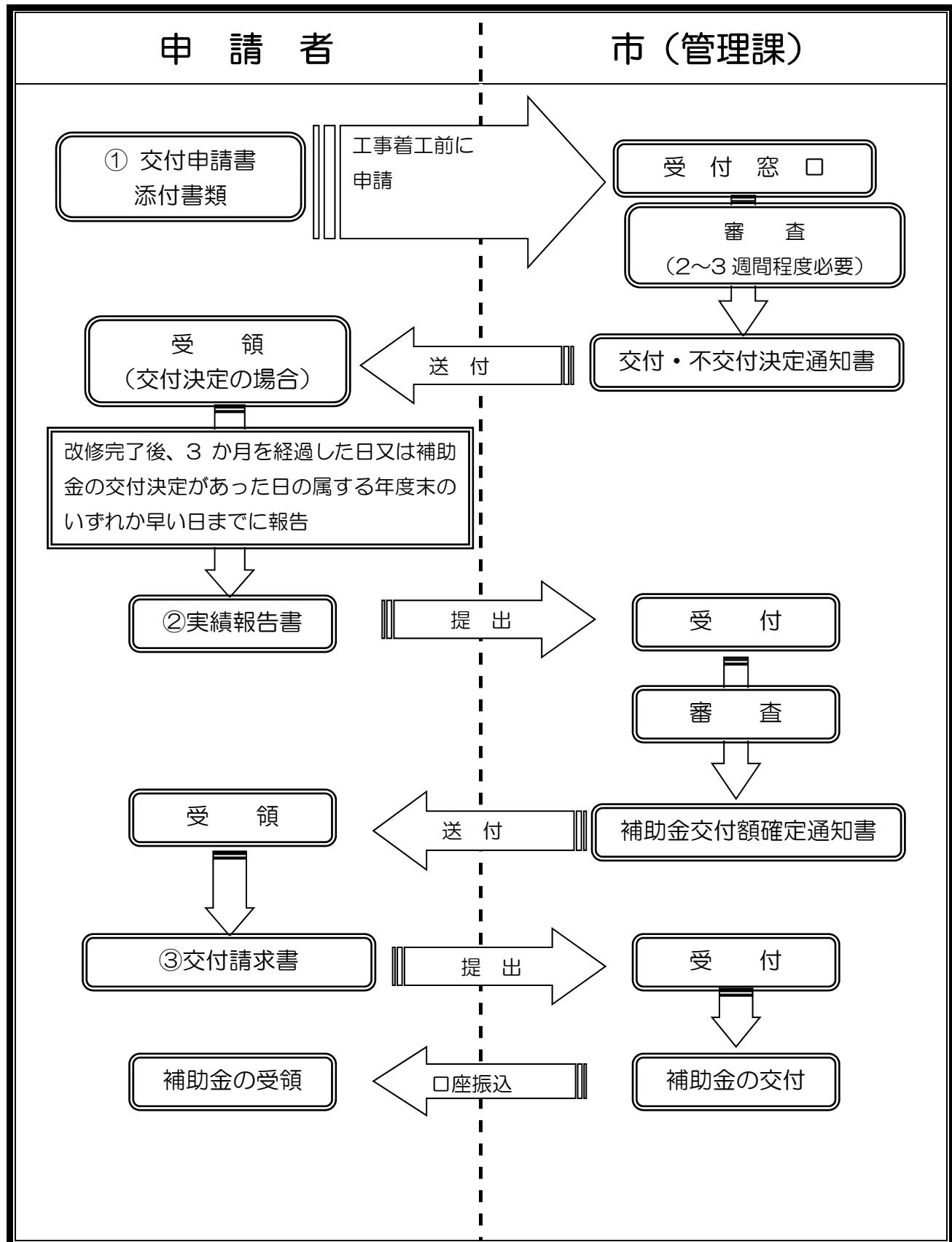
申請先・お問い合わせ先

安芸高田市 建設部 管理課

住所：広島県安芸高田市吉田町吉田791番地

TEL：(0826) 47-1201 Fax (0826) 47-1206

空き家改修補助金手続きの流れ



変更承認申請

事業の内容を変更するときは、変更に係る工事の着工前に、以下の書類を添えて、安芸高田市建設部管理課に提出してください。

【提出書類】

- 1 空き家改修補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）
- 2 添付書類（交付申請の添付書類のうち、変更部分に係るもの）

中止

交付申請を中止するときは、当該年度の3月末までに以下の書類を添えて、安芸高田市建設部管理課に提出してください。

【提出書類】

- 1 空き家改修補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）

実績報告

補助事業が完了したときは、以下の書類を添えて、安芸高田市建設部管理課に提出してください。

期 限 工事完了の日から3か月を経過した日、又は事業をした年度の3月末日までのいずれか早い日まで

【提出書類】

- 1 空き家改修補助金実績報告書（様式第6号）
- 2 空き家に定住する者及び同居者の住民票の写し（空き家に居住していることが確認できるもの）
- 3 改修に要した費用の領収書の写し
- 4 空き家の改修後の写真

補助金の請求

補助金の額の確定通知を受けましたら、請求書を記入し安芸高田市建設部管理課に提出してください。

請求書が提出された後、補助金を交付します。

【提出書類】

- 1 空き家改修補助金交付請求書（様式第8号）

（注）補助金の返還

次の事由により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部を返還していただきます。

この場合において、返還金額は補助金の交付を受けた日から当該事由が生じた日までの期間を5年から減じて得た期間（1年未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。）に補助金額の5分の1の額を乗じた額となります。

- 1 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けた者
- 2 補助金の交付を受けた日から5年未満で、空き家に定住する者及び同居者の全員が転居又は転出したとき
- 3 補助金の使途が不適当と認められたとき